

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安平町長 及川 秀一郎

市町村名 (市町村コード)	安平町 (01585)
地域名 (地域内農業集落名)	追分旭、追分向陽 (本安平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農家戸数減少しており、65歳以上の割合が約15%という状況であり、地区外の入作者が耕作する農地の割合は約16%であり、10年後は当地区担い手1経営体当たりの面積が約53haまで増加する推計となり、担い手の減少に伴う高齢化が顕著な地区である。そのため、小区画ほ場や老朽化した施設整備等、基盤整備事業実施による営農環境整備が課題となっている。又、水稲作付はあるが、転作率は約80%と非常に高い地区であり、今後、水田活用交付金制度の畑地化などの影響なども踏まえ、賃貸している転作田の契約更新がされないなど、耕作放棄地の発生が懸念されている。このことから、水稲作付等は維持しながら、地区内担い手の耕作面積拡大等ができるよう農地取得に係る仕組みについて検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稲、畑作の土地利用型農業を中心とし、特産品であるアサヒメロンを代表とした高収益型農業やオーガニックビレッジ宣言により拡大が見込まれる有機作物を生産する農業者への支援の実施の他、地区内農業者1戸の経営面積の拡大に向けた農用地集積が円滑にすすむ仕組みづくりや、地区内で生産する農産物を農業者が協力して道の駅での直売を実施する等、地域の活性化を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,068 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,068 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、多面的機能支払交付金事業において、旭陽地区資源保全協議会として保安全管理する区域と同様とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進めるため、目標地図を有効活用し、農地のあっせんを農業委員会において検討を行い、農地バンクを通じ進める。また、農地の賃貸借、売買等で可能な限り当該地域の担い手が農地の有効利用を図ることができるような仕組みについて検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、農業委員会と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮しつつ、地域内農地野の内中間管理機構への貸付を推進しつつ、段階的な集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
各地域の状況及び担い手の意向を踏まえつつ、実施要望の内容に応じた国・道営農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の実施を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の特産品であるアサヒメロン及び有機農業における新規就農者、又、地域内外から、多様な経営体を募り、地域意向を踏まえながら担い手育成するため、町及びJA等関係機関と連携しながら取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①アライグマやシカ並びに熊の被害が拡大しないよう地域と連携を図りながら、箱罠・防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②オーガニックビレッジ宣言により拡大が見込まれる有機農業への支援と環境保全型農業へ取組を進める。
- ③農作業におけるICT化を進める為、基地局の整備の検討や園芸施設の自動管理、トラクター自動操舵やドローン等、必要となる機器及び設備等の導入を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の作付状況などを考慮し、農産物加工施設(製粉等、カット等)の整備について、企業誘致等も含めて検討する。